

記載例 ※木造の場合

- ・フロン類使用機器(エアコン)有りの場合
- ・特定建設資材への付着物有り(石綿吹付け、PCB含有シーリング)の場合

別表1

(A4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

周辺にある施設の全てについてチェック

大の型エアコンや冷蔵庫該当する家庭用家電はその他に記載

トランス、コンデンサー蛍光灯安定器などが該当する場合がある

飛散性石綿とは
①発じん性が著しく高いもの:
・吹付け石綿
②発じん性が高いもの:
・耐火被覆板(ケイカル板2種)
・断熱材(煙突、屋根折板)
・保温材

非飛散性石綿とは
発じん性が比較的低いもの:
・スレート
・石綿含有岩綿吸音板
・Pタイル
・ケイカル板(第1種)
・サイディング
・石綿セメント板
などが該当する

建築物の構造	☒ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()		
建築物に関する調査の結果	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☒ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他(住宅密集地)	
作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☒ 不十分 その他(隣地の使用必要)		工事着手前に実施する措置の内容
搬出経路	障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 ☒ 有 ☐ 無 その他(大型車交通不可)		交通整理員の常駐を計画 搬出用に2トントラックを準備
残存物品	☒ 有 ☐ 無 フロン類使用機器→1をチェック 【エアコン】 →3又は4をチェック ☐ PCB使用機器→2をチェック 【その他】→6に記入 特定建設資材への付着物 ☒ 有 ☐ 無 飛散性石綿(石綿吹付け、石綿保温材等) →3又は4をチェック 【石綿吹き付け】 ☐ 非飛散性石綿※石綿含有不明建材を含む (ビニール床タイル等)→3、4又は5をチェック ☐ 無 ☒ その他【PCB含有シーリング材】→6に記入 その他 (特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質) ☒ 有 ☐ 無 飛散性石綿(石綿吹付け、石綿保温材等) →3又は4をチェック 【非飛散性石綿※石綿含有不明建材を含む (スレート波板、スレートボード、スレート瓦、サイディング、ケイカル板等)→3、4又は5をチェック スレート波板 →6に記入 【その他】→6に記入		1 ☒ フロン回収・破壊法に従い適正に処置する。 2 ☐ 廃棄物処理法及びPCB特別措置法に従い適正に処置する。 3 ☐ 石綿撤去済み 4 ☒ 石綿撤去完了予定日(○月○日) 5 ☒ 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に従い適正に処置する。 ※石綿含有不明建材の場合は、事前調査で石綿の有無を明らかにするか、みなし石綿含有建材として処置する。 6 ☒ その他 (廃棄物処理法及びPCB特別措置法に従い適正に処置する 家電リサイクル法に従い適正に処置する)
作業内容	分別解体等の方法		
建築設備・内装材等の取り外し	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()		
屋根ふき材の取り外し	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()		
外装材・上部構造部分の取り壊し	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()		
基礎・基礎ぐいの取り壊し	☒ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()		
その他の取り壊し	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()		
工事の工程の順序	☒ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
☒ 内装材に木材が含まれる場合	①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☒ 不可 不可の場合の理由(建築物の構造上、取り外しができないため)		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み	40 トン		
特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
	☒ コンクリート塊	25 トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤
	☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
	☒ 建設発生木材	10 トン	☒ ① ☒ ② ☒ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			

不十分な場合
例)・隣地を借地
・立木の除去
・構造物の一部を除去し、作業場所を確保 など

例)・道路使用許可
・通行止め
・搬出経路確保のため鉄板敷きを準備
・2tトラックにて搬出 など

飛散性石綿がある場合は、事前に撤去する

機械併用の場合には、その理由が必要

・瓦等が存在しない場合は、「無」
・機械併用の場合には、その理由が必要(作業に危険が伴う場合など)

その他の場合は、その理由が必要

不可の場合は、その理由が必要(石膏ボードと木材が密着しているためなど)

全ての資材について記載する必要がある(下段の特定建設資材廃棄物の発生見込み量以上)

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。【 】欄には具体的な品目を記入すること。

数量については、四捨五入による整数表示

4年1月1日